SCB NEWS LETTER



今月の二冊

by.スクエア

リクルートのDNA 一起業家精神とは何か

江副 浩正(著) 角川oneテーマ21 2007年

本書では、リクルートの創業者江副浩正氏が「企業を拡大発展する極意」 と「受け継がれるリクルートの遺伝子」について語っています。

私が特に印象に残ったのは、有名なリクルートの社訓「自ら機会を創り 出し、機会によって自らを変えよ「誕生のエピソードです。

「起業家精神」とは何か、「成功する起業家の条件」とは、先の見えない時 代に生きる私たちにとっていろいろなヒントを与えてくれる一冊です。



世間的に話題の「電子帳簿保存法」と「インボイス制度」についてどこかで耳にしたり、目にしたことがあるかもしれません。 まず、「電子帳簿保存法 | こちらは社会福祉法人の場合【収益事業】をしている法人様には関係がありますが、ほと んどの法人が社会福祉事業又は公益事業のみですので、あまり気にされなくてよろしいかと思います。

次に「インボイス制度」こちらは消費税課税事業者に関係してくるのですが、これも社会福祉法人は免税事業者が多 いためあまり関係がございません。ですが、取引業者はインボイス制度をとりいれ事務手続きを進めている業者が多いか と思います。そのためインボイス登録番号の通知が送られてきたり、また法人様の番号を教えてください、と連絡がくるこ とがございます。その時には『うちは免税事業者ですので、番号をとる予定はございません』と回答してください。

社会福祉協議会や就労支援事業をされている法人様は現状免税事業者であってもインボイス制度が関係してくる可能 by.カノン 性がございます。ご不明な点やお困りごとがございましたら、ご相談ください。

J1昇格に向けてまだ誰も諦めていません。 最後まで応援し続けるのみです! J1目指して、さあ、ココロヒトツニ!

「ファージアーノ! |

節	開催	1	キックオフ	対戦カード	スタジアム
37	10.1	日	14:00	vs 千葉	シティライトスタジアム
38	10.8	日	19:00	vs 群馬	正田スタ
39	10.22	日	12:30	vs ЩП	みらスタ
40	10.29	日	14:00	vs 栃木	シティライトスタジアム



株式会社創明コンサルティング・ブレイン 税理士法人創明コンサルティング・ブレイン SCB 公認会計士宮崎会計事務所

〒702-8002 岡山県岡山市中区桑野713番地10

TEL (事務所)086-274-8188(会社)086-274-6177

FAX 086-274-8187

http://s-cb.jp/ E-mail info@s-cb.jp



- ●税務コンサルティング ●会計コンサルティング
- ●経営コンサルティング ●人事評価コンサルティング
- ●財務分析サービス ●各種セミナー・勉強会開催
- ●将軍の日セミナー(中期経営計画策定支援サービス)

〈編集&制作〉「地方企業マーケティングパートナー」レプタイル株式会社 https://www.reptiles.co.jp/

SCBNEW LETTE

酷暑もやっと峠を過ぎ、朝夕の風に秋を感じられる季節となりました。 夏の疲れが出やすい時期でもありますので、皆様どうぞご自愛ください。 それでは今月もニュースレターをお楽しみください。



電子帳簿等保存制度の見直し







電子取引データの保存制度の改正

について教えてください。

電子取引の取引情報に係る電磁的記録(電子取引データ)の保存制度について は、原則として保存要件(注)に従って、電子取引データを保存しなければならない。 こととされています。

今回の見直しにおいて、電子取引データを保存要件(注)に従って保存をすること ができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置 が講じられています。

(注)具体的な「保存要件」については、「改ざん防止の要件(タイムスタンプ等)」、 「検索機能の確保の要件」、「見読可能装置の備付けの要件」等があります

改正前

○保存要件に従って、電子取引データを保 存しなければならないことが原則だが、 令和5年12月31日までに電子取引を行 う場合には、事実上、電子取引データを 出力することにより作成した出力書面の 提示・提出の求めに応じることができる ようにしておくことをもって、その電子取 引データの保存に代えることができる。 (経過措置)

※1 上記のほか、検索機能の確保の要件について緩和措置を講じます。 ※2 令和6年1月1日以後に行う雷子取引について適用されます

※財務省HP」り

改正後

- ○左記の経過措置は、適用期限(令和5年 12月31日)の到来をもって廃止。
- 相当の理由があると認める場合(事前手続 不要)、その電子取引データの出力書面の 提示・提出の求め及びその電子取引デー タのダウンロードの求めに応じることが できるようにしておけば、保存要件を不要 として、電子取引データの保存を可能と



会社の「財務体質 | が浮き彫りになる





「未来デザインBS |には、次のような会社経営において非常 制度会計のBS (一部) に重要な数字が記載されています。

- どうやってお金を調達したか
- 調達したお金をどのように活用したか
- 今、使えるお金がいくらあるか

「制度会計のBS は、どこが重要な数字なのかがわからず、 データとして活用することもままなりません。

そこで数字の羅列にしか見えない「制度会計のBS |を要約 して、「使えるBS」を作るためのファーストステップとして、 勘定科目を14科目に絞り込んだ「要約BS |を作成します。

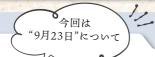
制度	度会計のBS((単位:百万円)					
	┌─────資運用産 ──────							
	BS(Balance Sheet) 2014/3							
	資産	当残	負債·純資産	当残				
1	現金預金	91,211	短期借入	0	8			
2	売上債権	17,685	仕入債務	19,678	9			
3	前受金	-19,296	他流動負債	67,866	10			
4	在庫	11,496	長期借入	56,411	11)			
(5)	他流動資産	43,975	他固定負債	1,934	(12)			
6	固定資産	468,366	資本金等	175,061	(13)			
7	繰延資産	0	剰余金	292,487	14)			

632,733 合計 ※1 前受金は、あえて流動資産に振り替えています。※2 資産合計は、前受金を振り替える前の合計金額です

制度会計のBS(一部)	(単位:百万円)		
	前事業年度 (2013年3月31日)	当事業年度 (2013年3月31日)	
資産の部	(=====	(2010 01/2011/1/	
流動資産			
現金および預金	86,373	91,211	
売掛金	16,527	17,685	
有価証券	20,699	36,509	
商品	7,167	7,106	
原材料	427	559	
貯蔵品	3,357	3,831	
前払費用	688	628	
繰延税金資産	4,389	5,096	
その他	1,778	1,737	
流動資産合計	141,410	164,367	
固定資産			
有形固定資産			
建物	199,691	191,801	
構築物	63,184	59,751	
機械および装置	28,512	25,625	
<u> </u>	3,397	2,983	
車両運搬具	434	434	
工具、器具及び備品	6,317	6,489	
土地	97,845	99,140	
建設仮勘定	9,482	5,911	
有形固定資産合計	408,865	392,139	
無形固定資産			
ソフトウエア	4,693	6,546	
水道施設利用権	1,682	1,218	
その他	377	301	
無形固定資産合計	6,752	8,066	

次回も引き続き「未来デザインBS |の特徴をみていきます。

bv.未来会計マスターKAI



9/23の記念日

今年は、9/23が秋分の日ですね!他にはなんの記念日があるのでしょうか。

秋分の日は、昼と夜の長さが等しくなる日といわれていますが、実際は昼の方が少し長いそうです。

『お墓参りの日』…9月23日は秋分の日になる年が多 く、秋分の日は先祖を敬い、亡くなった人々を偲ぶ日 とされていることから制定

『不動産の日』…9月は不動産取引が活発になる時 期なことと、『ふ(2)どう(10)さん(3)』の語呂合わせ から、各数字を足すと"2+10+3=23"になることから

『海王星の日』…1846年のこの日、ベルリン天文台の 合わせから制定

ガレが海王星を発見した。

『おいしい小麦粉の日』...小麦粉の用途として代表的 な「パン」が日本に伝わったのが1543年9月23日

の「鉄砲伝来」のときとの説か

『靴磨きの日』…9と23で「靴 (92)磨き(3)」と読む語呂



by.おいしい

インボイスの少額特例と帳簿記載

秋風の吹く季節となりました。早いことに、インボイ 名称など通常帳簿の記載に必要な事項に加え、「いず ス制度が10月1日からスタートします。

今回は、インボイスの少額特例と帳簿記載について お伝えをさせて頂きます。

インボイス制度では、一定事項を記載した帳簿のみ の保存で仕入税額控除ができる「帳簿のみ保存の特 例」があります。同特例を受けるには、複数ある対象取 引のいずれかに該当するなどを帳簿に記載する必要が ありますが、一定規規模以下の少額取引に係る帳簿の みの保存の経過措置(少額特例)の適用に当たっては 少額特例の適用がある旨などの記載は不要です。

付義務が免除される3万円未満の公共交通機関による 旅客の運送」、②「適格請求書の交付義務が免除され る3万円未満の自動販売機及び自動サービス機からの 商品の購入等」、③「従業員等に支給する通常必要と 認められる出張旅費等しなどがあります。

これらの適用を受けるには、課税仕入れの相手方の

れかの課税仕入れに該当する旨 |を帳簿に記載する 必要があります。例えば、①に該当する場合は「3万円 未満の鉄道料金 | などと記載します。②では「課税仕 入れの相手方の住所等 |も記載が必要で、「〇〇市 自 販機 |、「〇〇銀行〇〇支店ATM |などと記載します。1 と③では「課税仕入れの相手方の住所等」の記載は不 要となります。

一方、基準期間(前々事業年度)の課税売上高が 1億円以下等の事業者で、令和11年9月30日までの税 込1万円未満の課税仕入れを対象に、帳簿のみの保存 「帳簿のみ保存の特例 | には、①「適格請求書の交 で仕入れ税額控除を適用できる「少額特例 | では、そ の適用の旨や課税仕入れの相手方の住所等の記載は 不要となります。通常の帳簿記載事項である「課税仕 入れの相手方の氏名又は名称 |、「課税仕入れを行っ た年月日」、「課税仕入れに係る資産又は役務の内容」、 「課税仕入れに係る支払い対価の額」を記載すれば、 要件を満たします。

by.sic

by.遺言相続サポートセンター

相続のご相談を受ける際、ご両親などがお亡くなりになった後、「もっと話を聞いておけばよかった」「本当はどうしてほし かったのかなあ | など、後悔に近いお言葉を伺うことがあります。特に遠方にいらっしゃる場合は、帰省の機会も少なく なっているようです。近くにいても、最近では冠婚葬祭などで親族が集まる機会も減少しており、なかなか生前に相続に ついての話をする機会を作ることも難しいようですね。

会話のひとつのきっかけとして、相続関係のセミナーに参加してみてはいかがでしょうか。

弊社主催の「遺言・相続セミナー」を 9月27日(水)に開催予定です。

詳細については、弊社までお尋ねください。/

0120-635-537

the 水族館へ行こう

③渋川マリン水族館(岡山県)

今回ご紹介するのは「渋川マリン水族館」です。こちらも実はわんこOKな水族館なんです。こちらの規 定では小型犬はペットカートもしくは抱っこでの入館が出来ます(大型犬は難しそうです)。またペット預 かりも無いようです。

こちらは小さめな水族館ですが、せっかくの県内の水族館なので一緒にお出かけしてもいいですね。す ぐ近くには渋川海水浴場もありますので、もう少し涼しくなったらわんこと砂浜散歩もいいですよね。

実はこちらにはまだわんこと行ったことがないので、また行ってみたいと思っています。

